

公益社団法人 熊本県薬剤師会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、公益社団法人熊本県薬剤師会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を熊本県熊本市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、公益社団法人日本薬剤師会との連携のもと、薬剤師の倫理の高揚及び学術の振興を図り、薬学及び薬業の進歩発展を図ることにより、熊本県民の健康な生活の確保・向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 薬学及び薬業の進歩発展に関する事業
- (2) 医薬品の適正使用等医療貢献に関する事業
- (3) 公衆衛生の向上・増進に関する事業
- (4) 薬事衛生の普及・啓発に関する事業
- (5) 地域医療への貢献及び医療安全の確保に関する事業
- (6) 学校保健安全に関する事業
- (7) 災害時等の医薬品の確保・供給に関する事業
- (8) 公益社団法人日本薬剤師会等との連携、協力及び支援に関する事業
- (9) 書籍・印刷物販売に関する事業
- (10) 会員の福利厚生及び薬局の支援に関する事業
- (11) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、熊本県内において行うものとする。

第3章 会 員

(会員の種類)

第5条 本会の会員は、熊本県内に勤務又は居住する薬剤師並びに薬事に関係ある者で本会の趣旨に賛同する者をもって構成する。

- (1) 正 会 員 本会の事業に賛同して入会した薬剤師
- (2) 準 会 員 正会員以外で本会の事業に協力する薬剤師
- (3) 終身会員 正会員期間が継続して30年以上で、当該年度以前に満80歳に達し、正会員の権利を有しない薬剤師
- (4) 特別会員 薬剤師養成課程に在籍する学生
- (5) 賛助会員 本会の事業に賛同して入会した個人及び団体・企業

(6) 名誉会員 薬学・薬業の進歩発展に特に顕著な功績があった者で総会の承認を受けた者
(会員の資格の取得)

第6条 本会の会員(名誉会員を除く)になるようとするものは、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

2 正会員は、本会が承認した支部の会員であって、かつ公益社団法人日本薬剤師会の正会員である者とする。

(正会員の権利)

第7条 正会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「法人法」という。)に規定された次の各号に掲げる社員の権利を行使することができる。

(1) 法人法第14条第2項の権利(定款の閲覧等)

(2) 法人法第32条第2項の権利(社員名簿の閲覧等)

(3) 法人法第50条第6項の権利(社員の代理権証明書等の閲覧等)

(4) 法人法第51条第4項及び52条第5項の権利(議決権行使書面の閲覧等)

(5) 法人法第57条第4項の権利(社員総会の議事録の閲覧等)

(6) 法人法第129条第3項の権利(計算書類等の閲覧等)

(7) 法人法第229条第2項の権利(清算法人の貸借対照表等の閲覧等)

(8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利(合併契約等の閲覧等)

(会員の義務)

第8条 会員は、本会所定の会費及び負担金を本会に納入する義務を負う。

2 会費及び負担金の額は、総会において定める会費等規程による。

(任意退会)

第9条 会員は、退会届を本会に提出することにより、任意に退会することができる。

(除名等)

第10条 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の決議により除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき

(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により正会員を除名しようとするときは、その総会の開催日の1週間前までに、当該正会員に対してその旨を通知し、かつ当該総会において弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第11条 会員は第9条及び第10条に規定するほか、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

(1) 死亡したとき

(2) 第8条の支払義務を2年以上履行しなかったとき

2 前条により会員の資格を喪失したときは、本会に対して会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務を免れることはできない。

3 会員の資格を喪失した場合、支払った会費等の返還を受けることはできない。

第4章 代議員

(代議員の選出)

第12条 本会は、代議員をもって法人法上の社員とする。

- 2 代議員は、選挙区毎に概ね正会員50名の中から1名の割合をもって選出する。
- 3 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。
- 4 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。ただし、代議員は、本会の役員を兼ねることはできない。
- 5 第3項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。
- 6 第3項の代議員選挙は、2年に1度、原則として10月に実施することとし、代議員の任期は、選任の2年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。なお、当該代議員は、役員の選任及び解任（法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（法人法第146条）についての議決権を有しないこととする。
- 7 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなる時に備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。
- 8 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨
 - (2) 当該候補者を1名又は2名以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときはその旨及び当該特定の代議員の氏名
 - (3) 同一の代議員（2名以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の代議員）につき2名以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位
- 9 第7項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後最初に実施される第6項の代議員選挙終了の時までとする。

(選挙区)

第13条 代議員選挙の選挙区は支部毎とする。ただし、熊本市支部については細則に定める。

(代議員の資格の喪失)

第14条 代議員は、辞任届を提出することにより、任意に辞任することができる。

- 2 除名するに正当な理由があると認めるときは、総会において総代議員の3分の2以上の決議により、代議員を除名することができる。ただし、その代議員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して資格喪失の決議を行う旨を通知し、総会において弁明の機会を与えなければならない。
- 3 前項の他、代議員は、次に掲げる事由によって代議員の資格を失う。
 - (1) 第9条に定める任意退会
 - (2) 第10条に定める除名

(3) 第11条に定める会員資格の喪失

第5章 総 会

(構成)

第15条 総会は、すべての代議員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第16条 総会は、次に掲げる事項について決議する。

(1) 正会員の除名及び代議員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 理事及び監事の報酬等の総額及びその支給の基準

(4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認

(5) 定款の変更

(6) 会員規程及び会費規程の制定及び改廃

(7) 解散及び残余財産の処分

(8) 基本財産の処分の承認

(9) その他総会において決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第17条 総会は、法人法上の定時社員総会として定時総会を毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第18条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総代議員の議決権の5分の1以上の議決権を有する代議員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長及び副議長の選出)

第19条 総会に、議長及び副議長各1名を置く。

2 議長及び副議長の選出は、総会において定める議長及び副議長選出規程による。

(議決権)

第20条 総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

(決議)

第21条 総会の決議は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 正会員の除名及び代議員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) 基本財産の処分

(6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

第22条 総会に出席できない代議員は、予め通知された事項について書面によって議決し、又は他の代議員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の代理人は、代理権を証する書面を総会の議長に提出しなければならない。

3 第1項の場合は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第23条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 総会の議長及び出席した代議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

(総会運営規則)

第24条 総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、総会において定める総会運営規則による。

第6章 役員

(役員の設定)

第25条 本会に次の役員を置く。

理 事 15名以上20名以内

監 事 2名以上3名以内

2 理事のうち1名を会長、3名以内を副会長、1名を専務理事、8名以内を常務理事とする。

3 会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 前項の会長は、総会の決議によって推薦のあった会長候補者の中から選定することができる。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、本会の業務を執行する。また、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、理事会が予め決定した順位に従い、その業務執行に係る職務を代行する。

ただし、代表権の行使を除く。

4 専務理事は、理事会において定めるところにより、会務を掌理し、会長及び副会長ともに事故あるとき又は欠けたときは、その業務の執行に係る職務を代行する。ただし、代表権の行使を除く。

5 常務理事は、理事会において定めるところにより、担当業務を分担掌理し、専務理事が事故あるとき又は欠けたときは、理事会が予め決定した順位に従い、その職務を代行する。

6 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 28 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第 29 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 25 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 30 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員に対する報酬)

第 31 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(顧問及び相談役)

第 32 条 本会に、任意の機関として顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、理事会の決議を経て会長が委嘱し、その任期は委嘱した会長の在任期間とする。

3 顧問及び相談役は次の職務を行う。

(1) 会長の相談に応じること。

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。

4 顧問及び相談役は無報酬とする。ただし、理事会の定めにより、その職務を行うために要した費用について、その実費相当額を支払うことができる。

5 前項の規定にかかわらず、顧問及び相談役のうち、法律的、経理的技術を有する専門家に対しては、その職務に応じた報酬を支払うことができる。ただし、その報酬額は理事会の決議を経なければならない。

(責任の免除)

第 33 条 理事及び監事は、その任務を怠ったときは、本会に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

2 前項の規定にかかわらず、当該の理事及び監事が善意でかつ重大な過失がないと認められるときは、本会は、法人法第 114 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる理事及び監事

(理事及び監事であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

第7章 理事会

(構成)

第34条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 理事の職務執行の監督

(3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(4) その他法令又はこの定款に定める事項

(招集)

第36条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長が事故あるときは、各理事が、予め理事間で決めた順位により理事会を招集する。

3 会長は必要に応じ理事会に学識経験者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(議長)

第37条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき又は会長が事故あるときは、出席した理事の互選により議長を選定する。

(決議)

第38条 理事会の決議は、決議について特別な利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思を表示したとき(監事はその提案について異議を述べたときを除く。)は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 会長及び出席した監事は、前項の議事録に記名押印する。

(常務会)

第40条 本会に常務会を置く。

2 常務会は、会長、副会長、専務理事及び常務理事をもって構成する。

3 常務会は、次の職務を行う。

(1) 理事会に付議及び報告すべき事項の検討

(2) 理事会が常務会に委任した事項の検討

(3) 会長より付議された事項の検討

4 常務会は、必要に応じて会長が招集する。

5 常務会の議長は、会長がこれに当たる。

6 常務会の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 支部

(支部の設置及び業務)

第41条 本会に支部を置く。

- 2 支部の名称区域は、細則で定める。
- 3 本会の会員は、職能を発揮する地域の支部に所属する。
- 4 支部は、本会の会務及び事業の一部を執行する。

(支部長及び副支部長)

第42条 支部に支部長1名、副支部長3名以内を置く。

- 2 支部長及び副支部長は、支部役員の互選により選出し、会長が承認する。

(支部連絡協議会)

第43条 本会に支部連絡協議会を置く。

- 2 支部連絡協議会は、役員及び支部長をもって組織し、本会の重要事項並びに事業運営につき連絡協議する。
- 3 支部連絡協議会は、会長が必要と認めるとき招集する。
- 4 支部連絡協議会の議長は、会長とする。

第9章 協力機関

(公益社団法人日本薬剤師会等との協力)

第44条 本会は、理事会の決議により、公益社団法人日本薬剤師会等を協力団体とすることができる。

- 2 本会は、協力団体との連携協力により、本会の事業を推進し実施することができる。
- 3 協力団体との連携協力による事業の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 委員会

(委員会)

第45条 本会の会務及び事業の円滑な運営を図るため、必要あるときは、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、正会員のほか、学識経験者のうちから理事会において選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 財産及び会計

(基本財産)

第46条 別表の財産は、本会の基本財産とする。

- 2 前項の財産は、総会において定めるところにより、本会の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、処分するときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を要する。

(事業年度)

第 47 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 48 条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類は、理事会の承認を経た後、直近の総会に報告するものとする。

3 第 1 項の書類は、当該事業年度が終了するまでの間は、本会の主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 49 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を本会の主たる事務所に 5 年間据え置き、本会の定款及び代議員名簿とともに、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち、重要なものを記載した書類

(会計原則)

第 50 条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 本会の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公益目的取得財産残額の算定)

第 51 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第 50 条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第 12 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 52 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 53 条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 54 条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 55 条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 13 章 公告の方法

(公告の方法)

第 56 条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 14 章 事務局等

(事務局等)

第 57 条 本会に事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事会の承認を得て、会長が任免する。
- 4 前項以外の職員は、会長が任命する。
- 5 事務局の組織及び運営に関する事項は、理事会の決議により別に定める

第 15 章 補 則

(委任)

第 58 条 この定款に定めるものの外、定款の施行に関して必要な事項は、理事会の議決により細則または規程をもって定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益社団法人の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の会長は、 廣田誠介 とする。
業務執行理事は、江上祥一、羽山悦子、村瀬元治、佐藤武史、藤井憲一郎 とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第 48 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 この定款の施行の際、現に代議員である者は、この定款によって選出された者とみなす。
- 5 社団法人熊本県薬剤師会の定款は、附則第 3 項に規定する解散の登記の日に廃止する。

附 則

この定款は、平成 25 年 6 月 17 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 26 年 4 月 5 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 28 年 4 月 2 日から施行する。

別表 基本財産（第 46 条関係）

財産種別	場所・物量等
土地	熊本市中央区萩原町10番6号 2,949.10㎡
	熊本市中央区本荘3丁目2番19号 700.685㎡
建物	熊本市中央区萩原町10番6号 鉄筋コンクリート造り 1,307.0640㎡
基本財産預金	会館建設預金 肥後銀行 本店 100,000,000円